

第50回 鈴鹿市都市計画審議会 議事要約書

- 1 日時：令和5年1月23日（月）15時00分から16時30分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館6階 庁議室
- 3 出席者：
（都市計画審議会委員）
（オンライン出席）
金沢幸子，坂口博文
（会場出席）
山路由実子（職務代理者），内山安司，福嶋礼子，藤枝律子，堀田長久，
矢田和夫，河尻浩一，池田憲彦，平野泰治，中西大輔，藪田啓介
（欠席）
磯部友彦（会長）
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部参事 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
三重県鈴鹿建設事務所事業推進室長 橋本賢二
同室流域・公園課 後藤良輔
市街地整備課長 小牧孝充
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規，岩井佑樹
- 4 議題：
 - （1） 諮問第1号 鈴鹿都市計画臨港地区の変更（鈴鹿市決定）について
（白子港臨港地区）
 - （2） 諮問第2号 鈴鹿都市計画公園の変更（鈴鹿市決定）について
（町田公園）
 - （3） 鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：2名
- 7 議事録署名人：河尻浩一委員，池田憲彦委員
- 8 配布資料：第50回 鈴鹿市都市計画審議会 事項書
第50回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書
鈴鹿都市計画の変更について（諮問）
- 9 審議会の内容（要約）

幹事（課長）

それでは、只今から第 50 回鈴鹿市都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、年始の忙しい中、出席いただきありがとうございます。本日の審議会には、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領に基づき一部委員の方がオンライン参加であることを報告します。また、会場出席の委員には、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用による会議進行に協力願います。なお、1号委員の任期更新にあわせて5月に実施した委員による会長選出の互選の結果、磯部委員に本審議会の会長をお願いしました。また、職務代理者は、会長から指名頂いた山路委員をお願いしていることを先に報告します。本日磯部会長から急用により審議会に出席できない旨の連絡があり、急遽職務代理者の山路委員に会長代理を依頼したことを報告します。最初に副市長より挨拶します。

副市長

皆様、本日はお忙しい中第 50 回鈴鹿市都市計画審議会に出席いただき、ありがとうございます。また、日頃は本市の都市計画行政を始め、市政各般にわたり格別の御理解、御協力をいただき、深く感謝します。当審議会は、本市の都市計画に関する事項について、審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話いただきますが、よろしく願います。本日の議題は諮問させていただく案件が2件と報告事項が1件です。

まず、諮問第1号の鈴鹿都市計画臨港地区の変更（白子港臨港地区）ですが、港湾の充実と適切な管理運営を図るために白子港臨港地区を指定しています。この区域の一部が、2級河川堀切川で行われる高潮対策事業による引堤工事により水域となることから臨港地区一部解除する都市計画決定をするものです。続きまして諮問第2号の鈴鹿都市計画公園の変更（町田公園）ですが、桜島土地区画整理事業により昭和58年4月30日に街区公園として供用開始した公園です。当該公園の南西角を切り欠く形で鉄塔が建っていましたが、所有者である電力会社が撤去し更地に変更するとともに、敷地について本市に寄付を申し出て、寄付受納することとなりました。今後は一体的に公園として活用することにより、利用面及び管理面において機能向上が見込める事から公園区域を変更する都市計画決定をするものです。諮問については、以上の2件です。さらに報告事項の1件は鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告です。第49回都市計画審議会にて報告させていただいた後の進捗について報告をします。以上が本日の議題となります。皆様から貴重な意見を頂きたいと考えています。審議の程よろしく願います。

幹事（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をしま

す。理解願います。

(副市長退席後)

本日の都市計画審議会は、委員の改選後初めての審議会であり、新たに参加いただく委員もいますので、委員の皆様方を会議の前に、紹介します。それでははじめに、職務代理者の山路委員に挨拶を頂き、その後、お手元の審議会委員名簿の順で委員の皆様方を紹介します、名前を読み上げましたら、一言挨拶をお願いします。それでは山路委員よろしくをお願いします。

(続いて別紙名簿により順次紹介)

以上の方々となります。

引き続き幹事及び事務局を紹介します。

(事務局職員順次紹介)

なお、本日の審議案件を担当します三重県鈴鹿建設事務所の職員と本市の市街地整備課の職員が事務局として出席しています。順番に一言、挨拶をお願いします。

(職員順次挨拶)

改めまして委員の皆様よろしくをお願いします。

続きまして、お手元に配布しました資料の確認をお願いします。

- ・第50回鈴鹿市都市計画審議会 事項書
- ・第50回鈴鹿市都市計画審議会 議案書
- ・鈴鹿都市計画の変更について(諮問)

さらに、会場の委員には本日机の上に配布しています

- ・名簿
- ・パワーポイント資料

以上の5点ですが過不足等はありませんか。なお、パワーポイント資料については、この会議室の映写の不鮮明な箇所を補足する資料として配っています。パソコン画面にて画像を御覧いただけるオンライン参加の委員には、送っていません、資料の不備等がありましたら、事務局まで申し付けください。

それでは、議事に入る前に何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし公開します。また、質疑応答の際に発言する場合は、会長へ呼びかけ会長から指名を受けた後に発言願います。さらに会場にて出席の委員は、席に設置のマイクの4番「要求」ボタンを押してから会長への呼びかけをお願いします。その後発言が終了しましたら5番「終了」のボタンを押すようお願いします。それでは、鈴鹿市都市計画審議会条例第5条及び第7条の規定に基づき、山路委員に議長をお願いします。山路委員議事進行をよろしくをお願いします。

議長（山路）

それでは、規定により私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。本日は、審議会委員 14 名中 13 名の委員の皆さんに出席をいただき、2 分の 1 以上に達しており、鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、審議会は成立致しますことを宣言します。

また、本日の傍聴者につきましては、一般傍聴者の方 2 名が来られていますことを報告します。それでは傍聴人の方の入室をお願いします。

傍 聴 人 （ 入 室 ）

議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 9 条の規定に基づき、議事録署名人を 2 名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名したいと思います。そうすると、本日の議事録署名人は河尻委員と池田委員になります。委員の皆様よろしいですか。河尻委員と池田委員よろしく申し上げます。それでは、手元に配布しています事項書に基づき進めます。本日の案件は 3 件です。

諮問第 1 号「鈴鹿都市計画臨港地区の変更（白子港臨港地区）」について事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第 1 号鈴鹿都市計画臨港地区の変更白子港臨港地区について説明します。臨港地区は、都市計画法で都市計画に定めることができる地域地区のひとつです。地域地区とは、土地の用途等を定め建築物の建築などを規制することによって良好な居住環境と効率の良い都市活動、産業活動の場を確保していく事とするものです。

臨港地区は港湾を管理運営するため定める地域地区になります。その対象地域について、港湾施設のほか、海事関係官公署、臨港工場等港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域として、分区条例と港湾法に基づき、必要な土地利用規制が課せられる地域です。

港湾管理者が管理する範囲にはいわゆる港の水域の部分になる港湾区域と、陸域の部分の臨港地区があります。なお、臨港地区内には分区が定められており、分区の区分によって建てられる施設の規制をしています。

分区とは、臨港地区内で機能・目的別に区分して指定した区域で、それぞれの目的に従って、条例により建築物の用途を規制します。

白子港臨港地区は、分区が漁港区、主な規制内容は、漁業関連施設、官公署の事務所以外のものを漁港区における禁止建築物としています。

白子港は鈴鹿市の南東部、堀切川の河口部に開けた地方港湾です。

白子港臨港地区は、昭和 57 年 3 月 9 日に鈴鹿都市計画白子港臨港地区とし

て0.7haの区域が港湾の充実と適切な管理運営を図るために指定されました。

昭和55年から平成4年にかけて水産業の振興を目的として新港の整備を行い、平成12年6月2日に港湾の円滑な管理運営・利便増進のために新港部分の7.7haを追加指定し、当該臨港地区は8.4haとなっています。

今回の都市計画変更の要因である白子港の港湾整備の経緯と堀切川の課題について説明します。白子港は、明治37年以降伊勢湾の漁業の中核港となっていました。港内が狭小で施設の拡張余地がないため、混雑が生じ効率的な作業が出来ない状況でした。加えて、中心市街地の拡充とともに、市街地と近接している漁港からの魚臭などが市民生活に影響を与えていました。このため、漁港機能の大半を市街地から離れた防波堤前面の海浜区間に移転する計画を行い、昭和55年より埋立て工事に着手し、13年後の平成4年度に港湾整備が完了しました。現在、旧港地区と呼ばれるようになった白子港の防波堤内は漁船を係留して停泊させるといった休憩機能が主な役割となっています。また、白子港に流れる堀切川は、豪雨時に上流からの水流を流す能力が不足し、度々水害を発生させており、河川の拡幅と堤防の整備を行う必要があります。

堀切川の整備事業について説明します。

拡幅工事を行う堀切川は、支川である釜屋川と合わせ、白子港から伊勢湾に注ぐ二級河川で、三重県が管理する河川です。堀切川、釜屋川では昭和34年の伊勢湾台風による高潮被害や、昭和49年7月の低気圧による大雨・高潮被害が発生しており、水害対策事業を進めていきましたが、平成28年に策定した整備計画に基づき、河川改修事業に取り組む、今回、白子港のある河口部付近の工事に着手することとなりました。この改修計画では、河口部において、左岸側の堤防を引堤により川幅を広げ、河川の流下能力を向上させる改修を計画しています。この改修計画により現在臨港地区としている陸域が水域化することになります。この地域には、船舶を陸に引き上げてメンテナンス等を行う施設である船揚げ場等が運営されていきましたが、現在、これらの機能については、新港側に移転済みであることから、港湾機能上の支障はありません。このような河川改修を実施することから、現在指定されている臨港地区の区域変更が必要となりました。

臨港地区は、港湾を管理するために必要な陸域を指定するもので、高潮対策事業による引堤工事により水域となる部分等については臨港地区を解除指定する必要があります。陸域が水域となる範囲及び河川護岸となる範囲0.1haを白子港臨港地区から解除指定します。このことから白子港臨港地区の面積を8.4haから0.1ha減らし8.3haに変更します。

続きまして、都市計画決定の手続きについて説明します。

鈴鹿市にて決定を行う「鈴鹿都市計画 臨港地区の変更」については、原案

を作成した後公告及び案の縦覧を行います。今回、都市計画の案を令和4年12月16日から12月26日までの間都市計画法に基づき縦覧しました。鈴鹿都市計画臨港地区の変更（鈴鹿市決定）法定縦覧の結果縦覧者は0名、意見書の提出はありませんでした。

白子港の「臨港地区」の変更について港湾法第35条の2及び三重県港湾審議会条例にて定められる諮問機関である三重県港湾審議会において港湾管理者の諮問に応じて審議され諮問どおりに変更することを適当と認める答申がなされました。

「臨港地区」につきましては、都市計画法に基づく決定がなされており、都市計画との整合を保つ必要があり、変更決定について本日、鈴鹿市都市計画審議会に付議させていただき、承認いただきましたら、三重県知事との協議を経て変更について都市計画決定し、告示されます。

以上で、諮問第1号 鈴鹿都市計画 臨港地区の変更白子港臨港地区についての説明を終わります。

議長（山路）

質問や意見がありましたら、発言願います。

中西委員

堀切川の引堤工事を行うにあたって環境に対する影響について調査されているのか。調査されているのであればその結果はどのようなものであったのか。

事務局（三重県）

河川工事において環境影響評価が必要とされるのは、ダムやため池などの大きな規模の工事で、今回の工事においては該当しないが、行政内で環境の影響について調査するシステム「三重県環境影響システム」で知識のある職員間で協議することになっており、河川工事1km以上の工事はこのシステムに該当することとしています。今回4.7kmの工事延長であり協議を行いました。紅屋橋の撤去工事などにおいて十分に環境影響に配慮しながら進めるよう指示があったところです。

中西委員

底生生物への影響も大きい。アサリは鈴鹿市にとって重要な資源である。大きな影響が無いよう配慮してほしい。

事務局（三重県）

漁業関係者や周辺住民とも協議しながら進めています。環境にも配慮して進めます。

矢田委員

冬季は工事を行わず夏季に工事を行うこと、環境へも配慮を行うことなど建設事務所と漁業組合と協議を行って進めてもらっている。

福嶋委員

堀切川の高潮対策事業は市民も完成を待ちわびているが、いつごろの完成目途か。

事務局（三重県）

河口部の高潮対策から取り掛かっており再来年から紅屋橋の撤去等に取り掛かる予定で、完成時期の明言はできませんが、河口部整備を全力で行います。

議長（山路）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたいと思います。令和4年12月20日付け鈴都計第1052号で諮問のあった諮問第1号「鈴鹿都市計画臨港地区の変更（鈴鹿市決定）」について、本日、審議しましたところ、「工事の実施については、周辺環境に十分配慮すること。」を当審議会の意見として附帯し、答申をしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号「鈴鹿都市計画公園の変更（町田公園）」について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第2号鈴鹿都市計画公園の変更町田公園について説明します。

公園は、都市計画法で都市計画に定めることができる都市施設の一つです。都市施設とは、道路や公園、下水道のように都市の形成や都市機能の維持にとって欠くことのできない基幹的施設です。公園は、主として自然の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動のレクリエーション及び大震火災等災害時の避難等の用に供するとともにあわせて、都市環境の整備及び改善に資することを目的とする公共空地です。公園は、位置、規模、目的に応じて各種の機能を分担しており、その設置目的に対応して7つの種別に区分されています。町田公園

は、7つの種別のうち規模の小さい専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園です。

町田公園は、昭和58年4月6日に都市計画決定され、鈴鹿市都市計画事業桜島土地区画整理事業により昭和58年4月30日に街区公園として設置・供用開始しました。

中勢バイパスと国道23号線の間の中間の位置、伊勢鉄道玉垣駅近くの住宅街の中心に位置し、近隣に桜島小学校があることから桜島地区の住民だけでなく、児童や高齢者等に広く利用され、地域住民の憩いの場となっています。また、避難地としての位置づけもされた施設です。

町田公園の南西角を切り欠くように約0.01haの電力会社所有の土地に鉄塔が建っていましたが、令和3年7月に鉄塔が撤去され更地となりました。その後、鉄塔跡地について電力会社から市への寄付の申出があり、令和3年12月22日に寄付受納をし、公園として整備しました。このことから、公園面積が約0.19haから0.01ha増え約0.20haになる変更を行います。

既存公園と鉄塔跡地が一体となることで、公園の敷地形状が整形地となり利用面及び管理面において、機能向上が見込めます。また、町田公園の区域を変更することにより、地域活動の円滑化や防災機能の充実を図るとともに公園機能の維持向上を図ることができます。

続きまして、都市計画決定の手続きについて説明します。

鈴鹿市にて決定を行う「鈴鹿都市計画公園の変更」については、原案を作成した後公告及び案の縦覧を行います。今回、都市計画の案を令和4年12月12日から12月26日までの間都市計画法に基づき縦覧しました。

鈴鹿都市計画公園の変更（鈴鹿市決定）法定縦覧の結果縦覧者は0名、意見書の提出はありませんでした。

そして、本日、鈴鹿市都市計画審議会に付議させていただき、承認いただきましたら変更の都市計画決定をする予定です。

本案件は、都市計画法施行令で定める軽易な変更該当し三重県知事との協議が不要となります。

以上で、諮問第2号鈴鹿都市計画公園の変更町田公園についての説明を終わります。

議長（山路）

質問や意見がありましたら発言願います。

平野委員

滑り台や遊具がある程度なので、地元の住民とワークショップなどで公園の

活用方法について計画してはどうか。

事務局

地域の皆さんが利用いただいている公園ですので、地元のボランティア等で草刈りなど維持管理していただいている、地元から活用についてご意見があれば地域との協働を検討していきたいと思えます。

議長（山路）

意見等出尽くしたように思えますので、意見をまとめたと思います。

令和4年12月20日付け鈴都計第1052号で諮問のあった諮問第2号「鈴鹿都市計画 公園の変更（鈴鹿市決定）」について、本日、審議したところ、「公園の有効利用については、地域の意見も取り入れること。」を当審議会の意見として附帯し、答申をしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

ありがとうございました。

これで、本日御審議いただく諮問案件はすべて終了しました。

答申案を事務局に作成させますので、議題第3号の後に、確認願います。

それでは、議題第3号「鈴鹿都市マスタープラン改定業務進捗報告」について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（3）鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告について説明します。

前回、令和4年1月24日に開催しました。第49回鈴鹿市都市計画審議会にて鈴鹿市都市マスタープランの改定業務進捗報告をさせていただき、新都市マスタープランの改定方針の考えを説明しました。その後3月28日に第3回の小委員会を開催し小委員会にて委員の皆さんに、改定方針を誰とどの内容を協議して改定を進めるのかを説明し、協議いただき、新都市マスタープランの改定方針として確定しました。

最初に前回都市マスタープラン改定から5年が経過した中で社会経済情勢の変化・時代の潮流、上位・関連計画の改定、関係法令の制定・改定など、それぞれの変化から見えてくる課題を都市づくりの課題として6項目にまとめピックアップしました。

現行都市マスタープランの進捗状況を検証した結果、「幹線道路ネットワークを活かした計画的な土地利用の誘導」や「大規模災害に対応するための土地利用の方針を明確に示し、実行」といった現行都市マスタープランの課題が出

てきました。

抽出できた課題をすべて検討するには作業量が膨大となりすぎることから、5つの都市づくりの視点を用いて課題を取捨選択することによって新都市マスタープランの検討項目としてまとめています。この段階においても検討項目が多岐にわたることから、これから説明する3つの項目について重点的に協議を行っていきたいと考えています。

一点目はコンパクトシティプラスネットワークです。

市街化調整区域における地域拠点のイメージ・位置づけについて西部地域の地域づくり協議会の意向把握を行いたいと考えています。

二点目はカーボンニュートラルも絡めた産業振興・企業誘致に向けた新規産業拠点の検討です。

鈴鹿工業クラブ、鈴鹿商工会議所との協議や、産業政策課との調整を行いたいと考えています。

三点目は災害危険区域への対応を含めた防災・減災の検討です。

自治会や地域づくり協議会から意見聴取による意向確認を行いたいと考えています

この3項目について重点的に外部組織である地域づくり協議会や企業等との協議を行っていきたいと考えています。

次に、第3回小委員会でいただいた意見と市の対応方針を紹介します。

・防災減災都市づくり、空き家、伝統文化等を継承できる都市づくり、耕作放棄地などの懸念事項がある。総合的な取組を市内横断的に対応いただきたい。これに対し市としても問題点を認識しており対策をとっていきたいと考えており、自治会や地域づくり協議会と共に議論していきます。と回答しました。

・鈴鹿亀山道路の事業化について報道発表され、道路計画がはっきりしてきた、都市マスにおいても拠点の考え方などに影響があるのでは。

これに対し鈴鹿亀山道路の事業化について、関係部局と情報共有し検討を進めます。と回答しました。

・企業立地について、基幹産業だけで進めていくのではなく新しい産業について誘致をどんどん進めるべき。

これに対し産業構造が変革期を迎えており基幹産業だけでなく新たな企業の誘致も含め、産業部局や商工会議所と協議を重ねていきます。と回答しました。

・若い方の意見集約について高校生や大学生の意見を聴くために少人数からワークショップ等を始めて、そこから大きくしていったらどうか。

これに対し若い世代からの意見集約は、重要であると考え、若い世代と共に考えていける手法を準備します。意見集約において建築士会の協力を仰ぎたいと思います。と回答しました。

・検討項目が多岐にわたり時間や人員が限られている中すべてを検討する事は難しいのでは。庁内調整は定例的なものがあるのか。関係団体との意見交換や市民意向の把握の具体的なスケジュールは決まっているのか。

これに対し検討項目において取捨選択をし、3本の柱を中心に注力し意見交換等を行います。庁内調整は、既存の庁内検討会議の組織を活用し情報共有しながら庁内調整を図ります。限りある時間を有効に使うよう準備を進め最大限の結果が得られればと考えています。と回答しました。

・方針は良くまとまっている。都市マスタープランで大事なものは、土地利用計画や都市施設整備の計画である。鈴鹿らしい都市構造があるはずなので、個別の土地や地域に関する検討を先に行いその上で全体の都市構造を考えると良い。そこに気候変動における問題やウォークアブルなどを入込めると良い。

土地利用計画を作成するときに俯瞰的に見てコンパクトシティというのではなく、個別の土地利用や地域の方から発想していく事を重視してほしい。

これに対しいただいた意見を踏まえ検討を進めます。と回答しました。

以上が第3回小委員会でいただいた意見及び市の対応方針になります。

ここまでの内容を踏まえ、新都市マスタープランで検討すべき都市づくりの方針は、現行都市マスタープランの5つの都市づくりの方針を基本とし新都市マスタープランの検討方針に基づく内容について協議を行い、まとめることができた内容について現行都市マスタープランの5つの都市づくりの方針にそれぞれ加筆等を行い新都市マスタープランの全体構想とします。

新都市マスタープランの検討項目は社会経済情勢や上位計画に関する課題や現行都市マスタープランの改善すべき点をピックアップしており、関係する都市施設等の整備目標や引続き取組む事項は時点修正を行い、これをもって、新都市マスタープランの改定方針とし、現在改定作業を進めています。

改定方針に基づき、これまで行ってきた改定作業について説明します。令和4年9月から10月にかけて市内にお住いの18歳以上の方3000名を無作為抽出しアンケートを実施しました。アンケート内容は、前回平成28年改定時にもアンケート調査を実施しており、そこからの定点観測を行うことから、設問は大きく変更せず、また、今回都市マスタープラン改定と同時期に総合計画や他の計画においても改定作業におけるアンケートを実施することから同じ内容の設問は避けることとし、景観・デジタル技術・ウォークアブルなど時代にあった設問を設けました。今回インターネットによる回答を可能とし、回答者の約2割の方がインターネットで回答されています。

回答者に占める50代以上の回答の割合が71.2%、40代以下28.3%と若年層の回答率が低い傾向です。前回との比較において顕著な変化は見られませんが、鈴鹿市のイメージに対する回答において、現在のイメージと将来のイ

イメージで乖離があるのがわかるかと思います。また、将来イメージにおいて医療機関・保健医療の充実したまち、道路交通や公共交通が便利で、移動しやすいまち、高齢者、子ども、障がい者など、すべての人にやさしいまちなど将来イメージは高齢者に傾向したものになっていることが見受けられます。

アンケートにおける若い世代からの回答率が悪いことは以前より懸念していましたがアンケート以外の市民意向の把握を行っています。

アンケート以外の市民意向の把握進捗状況について説明します。

令和4年6月23日から9月21日に産業政策課と市内ものづくり企業を中心に企業訪問・聞き取りを行いました。

令和4年7月から9月にかけて、総合政策課に同行し市内高等教育機関の学生との意見交換を行いました。

令和4年10月6日には、総合政策課に同行し、転入ママのつどい対象者との意見交換を行いました。

令和4年12月18日、令和5年1月22日の2日間にわたり市民ワークショップを開催しました。アンケート調査時に40代以下の方にワークショップへの参加募集を行い、また、市内高等教育機関及び近隣市の建築系学科の学生に参加募集を行い、7名の方に参加いただきました。建築士会鈴鹿支部青年委員会の協力を得て建築士の方4名にも参加協力していただきよりよいワークショップとなりました。

これまでにいただいたご意見の傾向を説明します。

市内企業訪問でのご意見の傾向は、新たな土地利用の需要は無く、雇用面での人を集めることに苦労している意見が多かったです。

学生との意見交換においては、笑顔で、安心して暮らせる街を目指したいとの意見が多かったです。

子育て世代との意見交換では、子育て施設の充実を求める意見や鈴鹿市が活気あるまちになってほしいとの意見を頂きました。

市民ワークショップでは、賑わい・人が集まる・暮らしやすいなど様々な理想・意見を頂きその手法や問題点まで踏み込んだ検討をしていただきました。

これまでにいただいた市民の皆様からの意見を都市マスタープランに反映していきたいと思えます。

最後に、今後のスケジュールを説明します。

第4回小委員会につきましては、アンケート、市民ワークショップ等の市民意向及び庁内検討会議での庁内意向を反映した計画素案について協議いただきたいと思えます。

都市計画審議会におきましては、計画原案をパブリックコメントにかける前に審議いただき、また、パブリックコメントを踏まえた計画改定案につきました。

でも審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

決めました改定方針に基づき引き続き改定作業を行ってまいります。

これで、鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告の説明を終わります。

議長（山路）

質問や意見がありましたら発言願います。

藪田委員

第3回小委員会での意見と対応方針について意見に対する対応方針の文脈があっていないように思う。

事務局

要約した文書で文脈が合わずわかりにくくなってしまった事お詫びします。今後は、丁寧な説明になるよう注意します。

中西委員

市民意向の把握において子育て世代との意見交換の事務局の説明では、浸水予想区域について転入前に調べたとの意見が多くあったことの説明がされておらず、こういった意見を審議会で共有しないと議論ができないのではないかと。

事務局

市民意向の把握においては、頂いた意見を議事録として残していますが、本審議会において時間も限られる中、委員指摘の部分を説明できず申し訳ございません。今後、市民意向の把握で頂いた意見について小委員会で議論いただこうと思います。

中西委員

学生の意見交換、第1回市民ワークショップも傍聴したが、今回で終わりにするのではなく、第1回市民ワークショップの女性参加者が非常に良かったと感想を言っていたので、継続して市民参画を行ってほしい。今後20年を考えると若い世代の意見聴取に力を入れて取り組んでほしい。

事務局

市民協働のまちづくりの観点からも今後もこのような取組を継続していかなければならないと思っています。職員数も限られているなか、できる範囲の取組を行ってまいります。

中西委員

都市計画課の職員だけでなく庁内の若手職員に参画してもらい協議していく事で、職員能力の向上につながると思います。

平野委員

市制 80 周年，線引きをして 50 年，都市マスタープランを策定して 25 年が経った中で，白子地区について都市マスタープランでは，高度利用を図る，都市機能の集積を図るとの記載があるが，現実には，高層マンションが建ち，平屋の店舗，有料駐車場，空き地といった土地利用である。80 年を経て実現できないものを記載し続けるのはいかななものか，そのあたりの検証を十分に行うべき。署名活動を行いサングの跡地に都市機能の集約を図る施設を要望したが，行政はなにも動いていない。行政が動かなければ土地利用の誘導を図ることはできない。

市民意向の把握において地域づくり協議会との意見交換をするべきである。検討項目の中に地域計画の吸い上げを行うとの記載があるが，都市マスタープランに使えるものもあれば使えないものもあり，ばらつきがあるので地域づくり協議会と意見交換を行いそれぞれの街にふさわしいまちづくりを進めていくべきである。

事務局

白子地区については，土地行政を進めてきた中で住宅の高度利用は進んでいるが，生活利便施設等の高度集積は進んでいないことは認識しています。人口減少社会の中，土地利用についても高度利用から土地を平面的でも有効利用する等，時代にあった土地利用について都市マスタープランに記載していければと思います。

地域づくり協議会と協働してまちづくりをしていきたいと思っておりますが，総合計画の改定作業においてもまちづくりについて地域づくり協議会との意見交換を行っており，総合政策課と情報共有を図ります。それとは別に，ハザードエリアにある海沿いの地域づくり協議会，地域拠点について西部地域の地域づくり協議会と目的をもって意見交換を行います。

平野委員

立地適正化計画の策定についての考え方を都市マスにも位置付けてはどうか。また，都市施設において実現性が無い都市計画道路等についても都市マス改定時に見直してはどうか。

事務局

国が定めたコンパクトなまちづくりを実行していくための計画が立地適正化計画であり、ライフサイクルコストを考えていくと人口減少の中まちを縮小していく必要があり立地適正化計画の策定が求められています。コンパクトなまちづくりにおいて行政が一方的に行うのではなく地域の方と協働してどのようなまちづくりがいいのか議論して策定していかなければならないと思っています。議論してまとめれば策定していきたいと考えていますが、まだ、議論の途中であることを理解いただきたいです。

都市計画道路の見直しについて、数年前に国から見直し基準が公表され鈴鹿市においても一度見直しをしたところです。今回の都市マスタープラン改定においては時間的にも見直しを行うことはできませんが、今後必要であれば見直しを検討したいと思います。

平野委員

都市計画を変更するにはまず、都市マスタープランから変更していかなければならないので、できるだけ早い時期に将来を見据えた計画について検討をお願いします。

福嶋委員

今回の資料において新しい用語が多く使用されている。都市マスタープランは市民が見て、理解し、指針となり、自分たちの街を考えるものなので、もう少し柔らかく、用語解説も加えて親しみやすい文書にすることが必要。

コンパクトシティの考え方について駅周辺にコンパクトに住むことだけがコンパクトシティなのか。無下に誘導すると農村部・山間部において耕作放棄地を増やしかねない。

事務局

すぐに市街化区域に集めるという考えではなく、段階的に行っていくものであると考えます。生活様式が変化し核家族化が進んでいるなか親世代と同居する方が減っており、子供世代が先祖代々の土地に住み続けるのではなく新たな土地に居宅を構え住んでいる。若者が新たに土地を購入し新築する際にはハザードエリアにかからないところ、生活利便施設が整ったところを選ぶ傾向があり、長い年月をかけ民意によってコンパクトなまちになっていく。既存集落において、今すぐ皆が流れ出るわけではなく、既存集落で生活し続けたい方もみえると思います。既存集落内でコンパクトを目指していただき、コンパクトプ

ラスネットワークでコンパクトなまちをつないでいくことを目指します。また、土地の管理においても人がいなくなってしまうと管理をしてもらえなくなってしまうので、持続可能な土地利用について皆さんと協働してまちづくりを考えていきます。都市マスタープランは、将来を見越した記載をしていきます。

福嶋委員

同居を避ける傾向があるとのことですが、近くに住む近居という動きが出てきているのではないかと。

事務局

移住定住の施策において、市外からの移住者を確保することが注目されがちですが、今現在鈴鹿市に住んでいる方が定住し続ける施策や転出数を減らす取組が、人口減少の緩和につながると考えています。その一つとして近居という考えが大事です。近居という選択肢が定住につながると考えます。

今村部長

コンパクトシティの考えは二酸化炭素の排出量を抑制することが起源であり、低炭素を目指すために、基本的に公共交通機関以外の移動手段を使わない、公共施設を寄せてくる、歩いて行ける場所に公共施設を配置していく事がコンパクトシティの最初の考え方です。鈴鹿市にコンパクトシティの考え方がなじまない部分もあるが、調整区域は調整区域で日常生活を維持する拠点づくりについて考えていく事がコンパクトシティにとって大切であり、居住誘導を図ることを先行していくのではないです。

平成8年当時は多極分散型国土形成促進法の基、分散させようというまちづくりでした。今はコンパクトシティの考えが出てきており時代に応じて都市計画を運用していく必要があると思います。

中西委員

公共交通に関して、駅やバス停などを起点としたマップのみが取り扱われているが、コンパクトに住まうこと、高齢者の増加に伴うニーズを考慮するとスーパーや医療機関も同様のマップを作成していただき今後の検討を進めていただきたい。

事務局

都市計画課総務・交通政策グループにいただいた意見を伝えます。

議長（山路）

意見等出尽くしたように思いますので、ここで意見をまとめます。

（意見集約）

庁内や関係機関と連携を取りながら、委員の皆さんの鈴鹿市に対する熱い思いを受け止め、長期的な見通しをもって改定作業を進め、改定して終わりではなく、運用して行っていただきたい。

では、この内容を踏まえて事務局に作業を進めてもらうこととします。

事務局

議長、答申案が用意できました。いかがいたしましょうか。

議長（山路）

答申案の配布をお願いします。

（事務局 答申案 配布）

それでは、お手元の答申案の、確認をお願いします。

（答申案の確認）

よろしいでしょうか。

（委員に対し異議の確認）

では答申案のとおり市長に答申します。

これで、本日の議題はすべて終了しました、進行を事務局へお返しします。

幹事（課長）

これをもちまして、本日の審議会を終わります。本日はどうもありがとうございました。

上記のとおり第50回鈴鹿市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 河 尻 浩 一
（原本は自署）

署名人 池 田 憲 彦
（原本は自署）